

福島空港プロモーション事業

業務委託仕様書(案)

1 目的

この仕様書は、「福島県」（以下「甲」という。）が「
」（以下「乙」という。）に委託する、福島空港プロモーション事業を円滑かつ効果的に運営するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 背景と課題

(国内線)

福島空港国内定期便は大阪（伊丹）、札幌（新千歳）の2路線が運航しており、本空港の基幹路線として運航を維持する必要があるが、震災とコロナ禍により利用者減少が続いている。

大阪路線については、令和7年度の大阪・関西万博終了後の需要反動による利用者減少が見込まれる。

大阪路線、札幌路線共に冬季（11月～3月）は需要が落ち込む傾向があるが、特に札幌路線は本県からの送客需要も落ち込むため、搭乗率が低下する。

また、沖縄をはじめ国内各地域とのチャーター便が不定期に運航しており、将来的な定期便化のためには搭乗率を向上させて需要を示す必要がある。

(国際線)

東日本震災後運休となっていた福島空港国際線が令和6年1月に再開し、福島と台湾を週2便の直行便が運航されるようになったことは、台湾から本県へのインバウンドを後押しする重要なインフラ基盤となっており、令和7年度の台湾からの搭乗率は約9割を超えていることから、台湾側のプロモーションは一定の効果を見せている。

一方で、福島から台湾へのアウトバウンドの搭乗率はLCCの運航継続に必要とされる9割に満たず、6割台にとどまっており、今後の増便や定期便化に向けては、アウトバウンド利用者の増加が重要な課題となっている。

また、令和8年度は5月にモンゴル、7月及び10月に韓国へのチャーター便運航が予定されており、今後の運航継続、新規路線誘致のために高い搭乗率が必要である。

(認知度向上)

令和7年度の利用者数については年間約25万人を超える見込みであり、コロナ前の水準まで回復してきたところである。今後の更なる利用者の増加に向けては、県民における移動手段としての認知度と優先順位を上げ、新たな利用者層の開拓が必要であることから、これまで福島空港を利用したことが無い層などに対して、福島空港を身近に感じてもらうための取組を行う。

以上により、福島県民及び近隣県の住民における福島空港国内線及び国際線利用者数の増加と福島空港の認知度向上を目的とし本事業を実施する。

3 委託業務の内容

福島空港のアウトバウンド利用促進に向けて、以下（１）～（６）を踏まえてプロモーションを行うこと。

（１）情報発信の対象となる項目

- ア 福島空港を発着する国際線および国内線の定期便・チャーター便の路線情報
- イ 乗継利用（トランジット）の方法及び行先の認知拡大
- ウ ア及びイ路線の行先の観光等の情報
- エ ア及びイ路線を利用した旅行商品やそれを造成する旅行会社の情報
- オ 福島空港における各種イベント情報
- カ 福島空港の利用促進を図る各種キャンペーン情報
- キ 福島空港へのアクセス情報

（２）福島空港プロモーション戦略

提案に当たっては、福島空港の課題や背景を踏まえたプロモーション戦略を企画・提案すること。

（３）情報発信の対象となる地域

提案に当たっては、下記に掲げる福島空港利用圏の地域特性を踏まえたプロモーション戦略を企画・提案すること。

- ア 福島県全域
- イ 栃木県北部
- ウ 茨城県北部

（４）情報発信に使用するメディア

提案に当たっては、下記に掲げる媒体を利用したプロモーションを企画・提案すること。その際、具体的なメディア名や実施数量を具体的に提案すること。
また、下記以外に効果が見込めるメディアがある場合は独自に提案すること。

- ア 福島県公式ホームページ
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/>
- イ 福島空港公式LINE
<https://page.line.me/535xvglf>
- ウ 福島空港公式Instagram
https://www.instagram.com/fksairport_official/
- エ デジタル広告
- オ フリーペーパー、雑誌、ラジオ等
- カ イベントへのブース出展
- キ ポスター、チラシ

(5) 福島空港就航路線

提案に当たっては、福島空港に就航している下記路線におけるプロモーション戦略と具体的なPR施策を企画・提案すること。

ア 国内線

- ① 大阪（伊丹）便 （定期便：毎日4往復）
- ② 札幌（新千歳）便（定期便：毎日1往復）
- ③ 沖縄便 （チャーター便：2026年度に誘致中）

イ 国際線

- ① 台湾（桃園）便 （連続チャーター便：週2往復運航）
- ② モンゴル便 （チャーター便：2026年5月2日～6日運航予定）
- ③ 韓国便 （チャーター便：2026年7月19日～22日、
10月9日～12日運航予定）
- ④ ベトナム便 （チャーター便：2026年度に誘致中）
- ⑤ その他国際チャーター便（2026年度に誘致中）

(6) 福島空港PR用WEBサイトの構築と運用

提案に当たっては、下記に掲げる福島空港PRサイトを利用したプロモーションを企画・提案すること。

ア 制作した福島空港PRサイトをインターネット上に公開するために、必要なレンタルサーバ等を調達し対応すること。

イ PRサイトのドメイン名は福島県公式ホームページ（<https://www.pref.fukushima.lg.jp/>）のサブドメインとすることを前提に県と協議のうえ決定すること。

ウ 福島空港PRサイトの管理・運用すること。必要な管理権限は甲から乙に付与するものとする。

エ WordPressによる制作を前提とし、甲にも更新可能なものとする。

オ 令和8年度に運航する定期路線やチャーター便のPRページを作成し、PRサイトに公開すること。なお、対象の路線は（5）に掲げる路線とし、運航状況により県と協議の上決定すること。

（参考）令和7年度事業作成路線

- ・台湾（桃園）便：<https://fks-ab.co.jp/fukushima-taiwan-tours/>
- ・モンゴル便：<https://fks-ab.co.jp/mongolia-flight-2026/>

(7) 関係機関との連携調整

甲が行う利用促進のキャンペーンや、福島空港の直行便、チャーター便を運航する航空会社、およびそれを利用した旅行商品を造成する旅行会社各社が実施するキャンペーン情報を効果的に情報発信するため、各社との連携を密にとること。

4 委託期間

委託契約締結の日から令和9年3月31日まで

5 提出書類

乙は甲に対して、委託契約書で定めた書類のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届（別記第1号様式）
- (2) 統括責任者通知書（別記第2号様式）
- (3) 業務完了届（別記第3号様式）
- (4) 実施工程表
- (5) 実施体制図
- (6) 実績報告書（任意様式）
- (7) 事業に係る制作物一式
- (8) その他甲が必要と認める書類

6 業務上の留意事項

- (1) 乙は、受託業務の遂行上必要とする資料の収集に当たり、関係機関の協力を得る必要がある場合は、予めその趣旨を甲に連絡した上でこれを行わなければならない。
- (2) 乙は、受託業務の執行に関して、本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、遅滞なく甲に連絡し、指示を受けるものとする。
- (3) 受託業務の開始時期及び終了時期並びに受託期間内において、甲又は乙が必要と認める時期に随時打合せを行うものとする。
- (4) 本事業の実施にあたり、甲が必要とする関係機関への諸手続については乙が代行するものとする。